

学校における働き方改革基本方針

令和元年 1 1 月

美里町教育委員会

これまでの経緯と趣旨

美里町教育委員会は、埼玉県教育委員会がまとめた平成24年3月「学校における負担軽減検討委員会報告書」を参考にし、文書作成や調査回答事務の効率化、放課後に部活動を実施しない日や、会議・研修会等の精選等に取り組んできました。また、平成26年度から「負担軽減検討委員会」の設置、平成27年度からは「ふれあいデー」の設定等、より効果的な教職員の負担軽減に取り組んできたところです。

その一方、近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、現在の教職員への負担軽減策では対応しきれない状況にあります。それに加え、新学習指導要領の本格実施に伴う新たな教育課程への対応、国が進める高大接続改革への対応などにより、更なる時間の確保が必要になってきています。

埼玉県教育委員会の平成28年度教職員の勤務状況調査(以下「勤務状況調査」という。)によると、勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、小学校78.5%、中学校81.2%、高校全日制54.2%、特別支援学校35.9%でした。また、勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合は、小学校23.4%、中学校31.6%、高校全日制10.8%、特別支援学校3.5%と、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなりました。そういった中で『授業やその準備に集中できる時間』、『子供と接する時間』及び『自ら専門性を高めるための時間』の確保、教職員の健康維持増進が課題となっており、これらの課題に早急に対応する必要があります。

平成30年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。また、平成31年1月に中央教育審議会の答申において児童生徒に対して効果的な教育活動を持続的に行うため「学校における働き方改革」の総合的な方策が示されました。それを受け、文部科学省は「在校等時間」の超過勤務の上限を原則1か月当たり45時間以内、1年当たり360時間以内等と勤務時間の上限の目安を示した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を示しました。

これらに加え、埼玉県議会平成31年2月定例会における附帯決議による教職員の負担軽減や、産業医との面接などの心理的ケアの実施など、効果的な対策による教職員のトータルケア体制も踏まえて、県公立学校の「学校における働き方改革基本方針」(以下「基本方針」という。)が示されました。美里町教育委員会はこれを受けて、「基本方針」を策定しました。美里町教育委員会といたしましては、今後も教職員が持てる力を最大限発揮し、生き生きと子供たちの指導に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に取り組んでまいります。

なお、今後も国の動向を注視していくとともに、文部科学省から示された「学校における働き方改革に関する緊急対策」や埼玉県教育委員会から示された「基本方針」を参考にしながら、継続的に学校における働き方改革を推進してまいります。

学校における働き方改革基本方針の基本的な考え方

1 目的

働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る

埼玉県教育委員会が平成28年度に実施した「勤務状況調査」により、教員の在校時間が長時間傾向となっていることが明らかになりました。

今後、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続けるとともに、新学習指導要領が実施され、「外国語活動・外国語科」、「プログラミング教育」、「総合的な探究の時間」等の新たな科目等への対応や、国が進める大学入学者選抜改革への対応等により、更なる時間の確保が必要となっています。

そのような中、教員が健康を害すれば、その家族や子供たちへの影響は計り知れません。

毎日健康で子供たちの前に立ち、未来を生き抜くために必要な力を育むためにも、教員が授業やその準備をはじめとした専門性に基づく教育活動に全力で専念することで、学校教育の質の維持向上を図る必要があります。

このため、美里町教育委員会では、教員のほか、事務職員等も含めた全ての教職員を対象とした「基本方針」を策定することで、働き方改革を推進し、実効ある多忙化解消・負担軽減を確実に進め、学校教育の質の維持向上を図ることとしました。

2 調査から見てきた教諭の働き方の現状（勤務状況調査より）

- (1) 在校時間 勤務時間を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合（土日を除く）
[小学校]78.5% [中学校]82.1% [高校全日制]54.2% [特別支援学校]35.9%
勤務時間を除いた1か月の在校時間が80時間を超える教諭の割合（土日を除く）
[小学校]23.4% [中学校]31.6% [高校全日制]10.8% [特別支援学校]3.5%
- (2) 勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容
[小学校]授業準備 44.2% 学級経営 25.6% [中学校]授業準備 36.8% 部活動 24.7%
[高校全日制]部活動 28.1% 授業準備 26.2% [特別支援学校]授業準備 36.8% 校務分掌 12.5%
校務分掌とは、進路指導や生徒指導など学校運営上必要な業務分担をいう。

「勤務状況調査」では、(1)のとおり、勤務時間及び土日を除いた1か月の在校時間が45時間を超える教諭の割合や、80時間を超える教諭の割合が高いことが分かりました。

厚生労働省の「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準」によると、月当たりの時間外労働がおおむね45時間を超えて長くなるほど、脳・心臓疾患の発症と業務との関連性が「徐々に強まる」とされています。また、当該疾患の発症前2か月から6か月間平均で、月当たりの時間外労働が80時間を超えた場合は、発症と業務との関連性が「強い」とされています。

(2)の「勤務時間を除いた在校時間における主な執務内容」からは、全ての学校種別で「授業準備」が上位を占めていること、中学校や高校全日制では部活動の割合が高く、いわゆる「超勤4項目」以外の業務に教諭が対応している時間が長時間化している実態が生じていることが明らかになりました。

3 課題

「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進

「2 調査から見てきた教諭の働き方の現状」から、教諭の在校時間の長時間傾向が明らかとなり、また、新学習指導要領への円滑な対応が目前に迫っていることから「授業やその準備に集中できる時間」、「子供と接する時間」及び「自ら専門性を高めるための時間」の確保や、教職員の健康維持増進が解決すべき課題となっています。

4 目標

教員^{*1}の在校等時間^{*2}の超過勤務^{*3}の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定された「原則 月45時間以内 年360時間以内」とする。

*1 行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

*2 文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づくもの。

在校等時間 = 在校時間 - 校内の自己研鑽等の時間 + 校外の研修や子供引率等の時間 - 休憩時間

...学校に出勤で到着した時間から、帰宅のために学校を出る時間までの時間

...所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。

自己研鑽の時間とは、例えば、教師が幅広くその専門性や教養を高めるために学術書や専門書を読んだり、教科に関する論文を執筆したり、教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加したり、自らの資質を高めるために資格試験のための勉強を行ったりする時間

その他業務外の時間とは、例えば、朝早めに出勤して新聞を読んだり読書をしたりする時間や、勤務時間終了後の夕食の時間、学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間、地域住民等としての立場で学校で行われる地域活動に参加している時間等

...校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づくもの以外も含める。

職務として行う研修とは、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修といった法定研修のほか、県教育委員会主催の研修等、職務命令により参加する各種の研修が含まれる。ただし、職務専念義務を免除されて行う研修（いわゆる「職専免研修」）は、ここでいう「職務として行う研修」には含まれない。

職務として行う子供の引率等とは、校外学習や修学旅行の引率業務、勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務のほか、勤務時間外の部活動の練習試合等への引率業務等が含まれる。このほか、家庭訪問、警察や児童相談所等の関係機関との打合せ等が挙げられる。

*3 「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間である。

（その他）

自宅等に持ち帰って業務を行った時間については、「在校等時間」には含まれない。

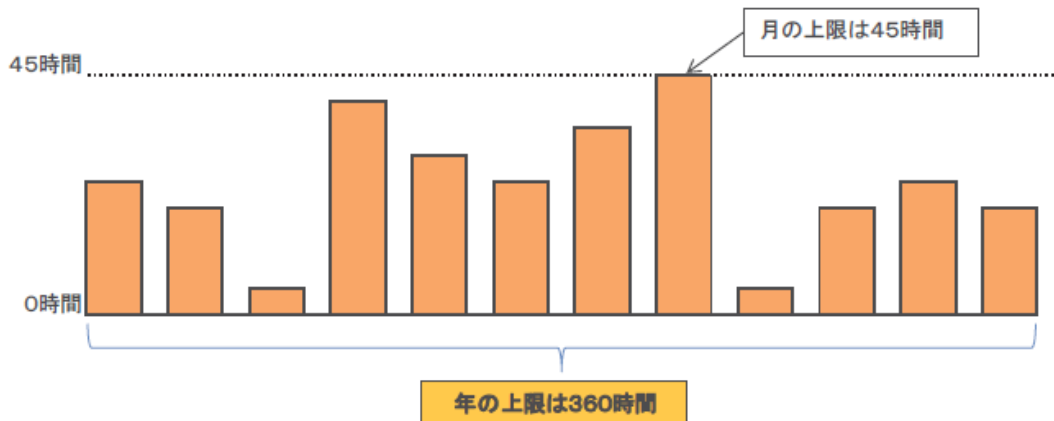
週休日や休日等の業務も、校務として行っている勤務の時間については「在校等時間」に含まれる。

「2 調査から見てきた教諭の働き方の現状」及び「3 課題」を解決するために、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文部科学省)」を踏まえ、以下のように美里町における目標を策定しました。

教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン(文部科学省)」で規定する以下(1)及び(2)とします。

(1) 原則、以下のア及びイを満たすものとします。

- ア 1か月の超過勤務が45時間以内
- イ 1年間の超過勤務が360時間以内



(2) 特例的な扱い

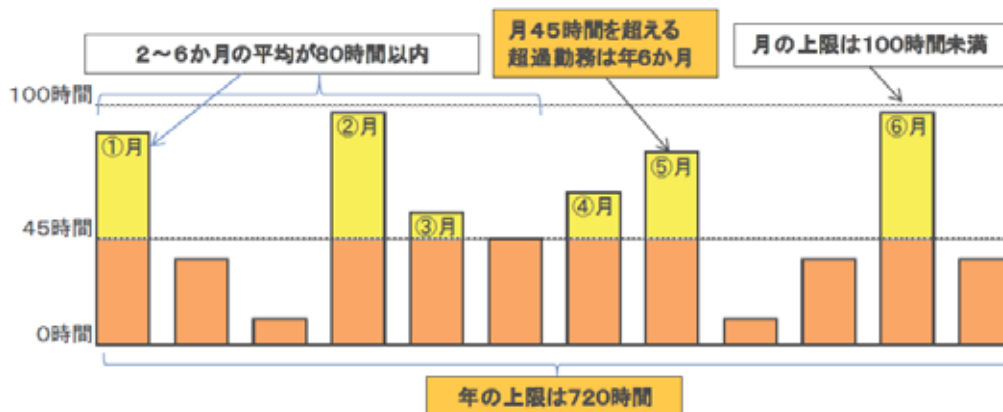
子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合4についても、以下のア及びイを満たすものとします。

ア 1年間の超過勤務が720時間以内

イ 1か月の超過勤務が100時間未満

連続する複数月(2か月、3か月、4か月、5か月、6か月)のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月当たりの平均が80時間以内

1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで



ここでいう在校等時間の超過勤務とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間とします。

なお、行政職員等(事務職員等、技術職員、技能職員及び学校栄養職員)については、いわゆる「36協定」を締結する中で「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用されます。

この目標達成に向け、総合的な取組を行うことにより、全ての美里町立学校における在校等時間の長時間化の改善を図ることとします。

5 目標達成に向けた四つの視点 + 先行事例の紹介

- 教職員の健康を意識した働き方の推進
- 教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
- 教職員の負担軽減のための条件整備
- 保護者や地域の理解と連携の促進

+

- 国の委託事業「学校における業務改善加速事業」や各学校・他都道府県の成果
- 業務改善の取組
スクール・サポート・スタッフの配置、業務改善会議の実施、行事・会議・教材研究等の効率化促進、不要な業務等の見直し
- ワーク・ライフ・バランスの推進 等

教職員は、学習指導、児童・生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等の学校が担うべき業務のほか、その関連業務についても範囲が曖昧なまま行っている実態があり、これらの業務の中には、必ずしも教職員が担う必要のない業務が含まれています。

「4 目標」達成のためには、教職員の健康管理を意識した働き方や教職員定数の改善等の教育条件の整備、教職員の専門性を踏まえ、子供に直接関わる教育活動から遠いものより優先順位をつけて業務を削減することや、保護者や地域の理解・連携が不可欠となります。そのため、「教職員の健康を意識した働き方の推進」、「教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減」、「教職員の負担軽減のための条件整備」、「保護者や地域の理解と連携の促進」の四点を目標達成のための視点としました。この視点を組み合わせて、総合的な対策を講じていくこととします（「(小・中学校における)目標達成に向けた四つの視点と主な取組(詳細)」を参照)。

併せて、国の委託事業「学校における業務改善加速事業」の成果も加えながら、目標達成に向け、先行事例を町内へ紹介していきます。

6 フォローアップ

- (1)バーコードリーダー等、客観的な在校時間の把握による各学校での教職員の健康管理への活用
- (2)「負担軽減検討委員会」からの意見聴取

働き方改革の取組を着実に実施していくため、(1)及び(2)により、業務改善の取組を促進し、フォローアップを行います。

(1)については、バーコードリーダー等による勤務管理システムを導入し、教職員の在校時間を客観的に把握することで、各学校においては教職員の健康管理を行います。

(2)については、「負担軽減検討委員会」で協議し意見聴取を行います。

7 今後の進め方

埼玉県教育委員会の「基本方針」に基づき、取組を進めます。県と町が協力して「学校における働き方改革」を推進していきます。

小・中学校における目標達成に向けた四つの視点と主な取組（詳細）

教職員の健康を意識した働き方の推進

教職員の健康管理の推進

各学校に対し、勤務が長時間となっている教職員に医師等による面接指導の勧奨を働き掛けます。

面接指導を受けた教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得促進を呼び掛けます。

教職員の健康管理推進のための在校時間把握に向けた、バーコードリーダー等による客観的な方法について、積極的に活用します。

各学校に対し、先行事例の紹介や業務改善会議の導入への働き掛けを行い、小・中学校へ業務改善会議を普及します。

業務改善会議等を含め業務改善の取組を実効性のあるものにするために、業務改善推進コーディネーターの育成を図ります。

労働安全衛生法に基づく職場改善

各学校に対し、埼玉県教育委員会安全衛生委員会の活動状況等の情報提供を行います。

各学校に対し、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制を整備するよう働き掛けます。

週休日の振替や休暇等の取りやすい職場環境の整備

週休日の振替等、週休日の確保が適切に行われるよう、校長会等で確実に周知します。

教職員に対して「休暇案内」や「子育て応援ハンドブック」等を配布し、説明することにより、制度等の一層の理解を深めます。

職場全体における育児や介護、傷病の支援に係る意識啓発を促し、働きやすい職場環境づくりを目指します。

妊娠教職員の勤務軽減の改善に向けて努力します。

産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、適切にサポートできる体制を整えるなど速やかに職場全体を支援します。

教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減

教育委員会が主催する研修及び会議の見直しによる縮減

教育委員会が独自に行っている年次研修に関して、県主催の各研修と内容の重複がある場合、内容の見直しや縮小、実施方法の工夫をします。

学校への調査等の縮減の推進

新たな施策、調査等を実施する場合は、スクラップアンドビルドを原則とします。教育委員会の要請に基づく教育事務所による学校訪問について、過度な対応や接待は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮をするように働き掛けます。

調査研究事業等で学校へアンケートを実施する際には、既に実施されている調査や公表数値等を活用するなど調査回数や項目の見直し、削減をします。

関係団体等が主催する大会、コンクール等の縮減の要請

各種関係団体に対し、週休日等を実施される大会や記録会において、安易に学校職員を運営要員としないよう求めるとともに、大会や記録会等の縮減を含んだ負担軽減を図るよう働き掛けます。

教職員の負担軽減のための条件整備

教育条件整備

児童生徒の実態を考慮し、小学校2年生、中学校1年生での少人数学級編制を引き続き実施します。

専門職員の配置推進

多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。

部活動指導員について学校の要望を踏まえながら、増員に向けて努力します。

スクール・サポート・スタッフを有効に活用する方法等の情報提供を行います。

業務の効率化の推進

成績処理や指導要録等の事務処理に係る負担軽減のためのICTの活用を推進するために、「校務支援システム」に関する先行事例の紹介や、その導入を行います。

県内の市町村教育委員会や学校、他都道府県における先行事例等を紹介するとともに、進路指導における負担軽減に向けた検討を行うなど学校の業務の効率化を推進します。

保護者や地域の理解と連携の促進

教職員の働き方改革に関する保護者や地域の理解の促進

ホームページや県教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。
「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため、コミュニティ・スクールを指定します。

「ふれあいデー」及び「学校閉庁日」の設定の推進

学校に対し、「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働き掛けます。また、保護者や地域に対しても丁寧な説明を行うように働き掛けます。
学校に対し、保護者や地域への緊急連絡先などの周知など、緊急対応に支障がないように配慮するよう働き掛けます。

「美里町の部活動の在り方に関する方針」の推進

学校に対し、生徒及び教職員の心身のバランスの取れた生活を推進するため、生徒及び保護者に「部活動の在り方に関する方針」の意義について丁寧に説明を行うよう働き掛けます。